

羽島市生涯学習都市づくり5カ年計画(案)に対する意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
1	<p>■項目及びページ 第1章 計画の全体像 1頁～</p> <p>■意見 「計画策定の趣旨」を項として設けること。また内容として国が示している答申等を加えること ※人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申)等</p> <p>■理由 どんな計画書でもなぜ策定をするのか「趣旨」を記載するのは当たり前のことであって、基本的なことです。</p>	<p>ご主旨につきましては、第1章「計画の全体像」1「羽島市の取組みと現状」のなかで、本市の状況を説明しています。これらの取組みと現状の実態から、引き続き生涯学習の取組みの成果を継承していく形で、新たな「羽島市生涯学習都市づくり5カ年計画」を策定すると記載しておりますので、原案のとおりとします。</p>
2	<p>■項目及びページ 第1章 計画の全体像 1頁～</p> <p>■意見 以下の事柄を計画書に追加記載すること ・生涯学習を取り巻く近年の動き</p> <p>■理由 生涯学習に関する国の方針、法律が成立しています。同じ時期に意見募集している羽島市男女共同参画プラン(案)は「男女共同参画を取り巻く近年の動き」を掲載しています。ですから同じように生涯学習計画においても掲載すべきと判断しました。</p>	<p>当市では、生涯学習の推進を通して、地域力の醸成を目指しています。これは、「岐阜県生涯学習振興指針」～「地域づくり型生涯学習」の推進による「清流の国ぎふ」づくり～(平成29年3月)に倣い推進するものです。</p> <p>そのため、第1章「計画の全体像」1「羽島市の取組みと現状」の7段落目最終文頭において、「本市では「岐阜県生涯学習振興指針」(平成29年3月)にて県が進める「地域づくり型生涯学習」を推進するために、」と加筆します。</p>

羽島市生涯学習都市づくり5カ年計画(案)に対する意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
3	<p>■項目及びページ 第1章 計画の全体像 2 計画の位置付け 3頁</p> <p>■意見 以下の事柄を計画書に追加記載すべきである。 ・国と県の計画書の関連性 ・羽島市第六次総合計画以外の市計画書との関連する計画名を掲載する。</p> <p>■理由 現段階では「羽島市第六次総合計画」しか掲載されていませんが、この表現では上記の計画書との関連性しかないと受け止められます。よって追加すべきと思います。 この件に関しては他の計画書も同じような表現をすることは常識です。</p>	<p>生涯学習を通じて「地域づくり」を進めるにあたり、平成28年4月に施行の「羽島市まちづくり基本条例」が重要であると考えています。</p> <p>さらに、他の市関連計画とのつながりを分かりやすくするため、第1章「計画の全体像」2「計画の位置付け」資料2の下、段落末尾文に「この条例や羽島市教育大綱の他、「羽島市子ども・子育て支援事業計画」等個別計画における生涯学習関連施策とのつながりを大切にし、意識調査結果をふまえながら本計画を策定します。」と加筆します。</p>
4	<p>■項目及びページ 第1章 計画の全体像 2 計画の位置付け ②サークル、ボランティア活動などの情報 3頁</p> <p>■意見 また国際交流協会の情報は市民協働課HPでサークル・講座・イベント情報は大変充実してよいと思います。 一方各コミュニティセンターに登録しているサークルですが、HPがあるコミュニティセンターは一覧を閲覧できます。ですが、HPがないコミュニティセンターは現地にいかなければ登録しているサークルが分からず不便です。インターネット上からでも各コミュニティセンターのサークル一覧を閲覧できるようにしていただきたい。</p>	<p>コミュニティセンターは指定管理者による管理運営を行っており、ホームページについても指定管理者が作成しています。サークル一覧についても、指定管理者が必要に応じて掲載していきます。</p>

羽島市生涯学習都市づくり5カ年計画(案)に対する意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
5	<p>■項目及びページ 第1章 計画の全体像 2 計画の位置付け 羽島市生涯学習に関する市民意識調査① 3頁</p> <p>■意見 意見募集の段階で「羽島市生涯学習に関する市民意識調査」の結果が設問2つしか掲載されていません。本編は令和元年7月に羽島市生涯学習に関する市民意識調査調査結果報告書というのでとりまとめをしております。 ページ数の都合により意見募集の段階ですべて記載するのは不可能ですが、アンケート結果を掲載する設問が少なすぎます。市民意識調査からなぜこのような施策体系にしたのか投稿者は読み取ることができません（※ただし審議会の議事録に資料として市民意識調査を掲載していれば今回のことは該当しません）。他の市計画書にも言えることかもしれませんが、この点には今後配慮してもらいたいです。</p>	<p>誌面の都合により、市民意識調査結果のすべてを記載することが難しいため、本計画においては参考となる設問について掲載いたします。なお、市民意識調査結果については、市ホームページ上で別途掲載しています。</p>
6	<p>■項目及びページ 第1章 計画の全体像 2 計画の位置付け 羽島市生涯学習に関する市民意識調査② 3頁</p> <p>■意見 団体向けの市民意識調査はされましたか？生涯学習をする側だけでなく、サークル・講座等提供する側の意見をとり入れることも当然必要なはずですが。 質問項目の例題をあげれば「会員の構成」「新たな会員の募集」「活動を行う上での課題」「活動を続ける上で市に望むこと」等でしょう。 何から市の機会で団体向けの市民意識調査をしていなければするべきですし、実施していればどんな課題が検出されたか、そしてその課題に対する対応策をお答えください。</p>	<p>「羽島市生涯学習に関する市民意識調査」のなかで、「登録団体認定書受領予定の市民団体代表者」を対象にアンケートを行いました。郵送による無作為抽出者を対象にした場合と比べ、「活動を通じて身に付けた知識や経験を活かし、地域活動や学校教育活動でのボランティア活動に取り組むなど、社会に貢献していきたいと思う」割合が高い傾向にありました。今後は、地域人材を活用した学習機会の提供の場を充実させていく必要があります。本計画においては、第2章「主な分野別の目的・施策・事業」3「地域における学び」の主な事業No. 8にて取り組み概要を明記しています。</p>

羽島市生涯学習都市づくり5カ年計画(案)に対する意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
7	<p>■項目及びページ 6頁～</p> <p>■意見 以下の事柄を計画書に追加記載すること ・施策の体系図を作成すべきである。 ※8頁 6施策の重点と10頁 主な分野別の目的・施策・事業はどのようなつながりで構成されているか非常に分かりづらい。</p> <p>■理由 本来どんな計画書でも「施策の体系図」は作成されていますよね。なぜこの計画書では施策の体系図を示さないのですか？内容があまりにも簡素化されすぎて大いに問題がある。これは個別計画なので詳細に示してください！</p>	<p>第1章「計画の全体像」の最後に体系図を追記します。</p>

羽島市生涯学習都市づくり5カ年計画(案)に対する意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
8	<p>■項目及びページ 第2章 主な分野別の目的・施策・事業 10頁～</p> <p>■意見 以下の事柄を計画書に追加記載すべきである。 ・ライフステージに応じた学習機会の充実を年齢期によって施策別に示すべきである。 ※年齢期例題：幼少期（0～6歳）、少年期（7～15歳）、青年期（16～30歳）、成人期（31～64歳）、高齢期（65歳以上）</p> <p>■理由 ①文部科学省 第6期生涯学習分科会における議論の整理（中間とりまとめ）より ②同計画書「青少年」という単語で一部の時期を示しているが、年代によって学ぶ内容・課題が違う。にもかかわらず取組をライフステージの時期を考慮せずに掲載するのはふさわしくないと思う。14頁で「講座参加者は、主に60歳以上の市民が多く～」とあるように、青年期・成人期の方々が求める若者等らが求める生涯学習機会は何か？を分析した形で計画書を作成しなければ、課題は示すが導く策が示していない形となっていると感じる。 ③第3期教育振興基本計画目標10 人生100年時代を見据えた生涯学習の推進より ④羽島市教育振興基本計画（後期）31頁「市民のライフステージや～」関連計画により必要である。</p>	<p>ご主旨のとおり、ライフステージによる年齢期での表記は大切だと思いますが、本計画については、生涯学習を「家庭」「地域」など「場」として捉えているものであり、原案のとおりとします。</p>

羽島市生涯学習都市づくり5カ年計画(案)に対する意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
9	<p>■項目及びページ 第2章 主な分野別の目的・施策・事業 10頁</p> <p>■意見 以下の事柄を計画書に追加記載すべきである。 ・若者が興味を持てる講座・教室の企画 ・就労支援や職業能力を高める学習機会の充実（例題：キャリア教育の推進、在職者のスキルアップ支援、高校生の発表や活躍の場を創出するとともに、地域への社会参画の推進等）</p> <p>■理由 ①文部科学省 第6期生涯学習分科会における議論の整理（中間とりまとめ）・子ども・若者への学習支援より ②羽島市の生涯学習メニューを勘案すると若者向けニーズが少ない、職業能力を高める学習機会がほとんどないように思える。これはライフステージごとに応じた学習機会の充実で今後考えてはいかない点と考える。 今の講座メニューがベストと考えず、若者が求める学習機会のニーズは何かを調査して、現状の講座メニューで足りなければ新しく作っていくべきである。</p>	<p>講座や教室の企画については、市民ニーズを探りながら推進していきます。そのため、本計画において具体的表記はしていません。第2章「主な分野別の目的・施策・事業」3「地域における学び」の主な事業No. 8「各種講座の開設・支援」にまとめております。</p>

羽島市生涯学習都市づくり5カ年計画(案)に対する意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
10	<p>■項目及びページ 第2章 主な分野別の目的・施策・事業 10頁</p> <p>■意見 以下の事柄を計画書に追加記載すること ・障がい児者の理解啓発活動を「主な事業」に追加すること。</p> <p>■理由 羽島市生涯学習情報2019年後期号にて福祉事務所の行事名・講座名が紹介され、障がいの有無に関わらず地域の人々との交流活動をしている。実際情報誌に掲載され取組としてやっているじゃないですか。</p>	<p>第2章「主な分野別の目的・施策・事業」3「地域における学び」の主な事業No. 8の取組み概要について、「健康や防災・環境・福祉など（以下、原案のとおり）」と加筆します。</p>
11	<p>■項目及びページ 第2章 主な分野別の目的・施策・事業 主な事業→関係課 10頁</p> <p>■意見 以下の事柄を計画書に追加記載すること ・関係課の項に「福祉課」が関わる事業を追加すること</p> <p>■理由 ①羽島市障害者計画39頁に「障がい者の学習機会の充実」に ◇関係部局及び～障がい者の生涯学習支援に必要な体制づくりを推進します。と記載されています。担当課として「福祉課」入っています。よって市関連計画との関連性が理由です。 ②障害者の生涯学習化が国から積極的に推進されているにも関わらず同計画書(案)には福祉課が一つも入っていないのはおかしすぎます。生涯学習では障害者関連のやる気のなさを感じます。</p>	<p>第2章「主な分野別の目的・施策・事業」3「地域における学び」の主な事業No. 8 関係課に福祉課を追記します。</p>

羽島市生涯学習都市づくり5カ年計画(案)に対する意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
12	<p>■項目及びページ 第2章 主な分野別の目的・施策・事業 10頁</p> <p>■意見 以下の事柄を計画書に追加記載すること ・夜間や休日に開催する講座の充実について</p> <p>■理由 市民の価値観やライフスタイルが多様化する中で、市民の学習ニーズも多様化しています。特に働く世代の参加率が低いのであれば、ライフスタイルに対応した平日の夜間や休日に開催する講座の充実を図ることは大切な事だと考えます。(現代的・社会的課題やニーズに対応した学習機会の充実)の内容に含まれます。</p>	<p>市民の価値観やライフスタイルが多様化するなか、開催方法を明記することは難しいと考えます。そのため、第2章「主な分野別の目的・施策・事業」3「地域における学び」の「現状と課題」3段落目のなかで、「工夫が必要」と表現させていただくに留めます。</p> <p>なお、ご主旨をふまえた講座の充実となるよう関係機関での開催について、その支援に努めていきます。</p>
13	<p>■項目及びページ 第2章 主な分野別の目的・施策・事業 10頁</p> <p>■意見 (情報化に関する講座について) 講座の内容ですが、ICTの急激な革新により、今後も新たな技術の登場が予想されますので、時代のニーズに合わせた講座を実施すべきだと思います。</p> <p>例えばパソコン、タブレットパソコン等の操作の基本やプログラミング教育、またデジタルカメラなどの操作等、ICTに関する学習機会の充実をしてほしい。</p> <p>これは若者向きの学習機会になるのでは、と考えている。</p>	<p>第2章「主な分野別の目的・施策・事業」3「地域における学び」の主な事業No. 8取組み概要に、「健康や防災・環境・福祉など市民に身近な現代的課題(以下、原案のとおり)」と加筆します。</p>

羽島市生涯学習都市づくり5カ年計画(案)に対する意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
14	<p>■項目及びページ 第2章 主な分野別の目的・施策・事業 10頁～</p> <p>■意見 以下の事柄を計画書に追加記載すべきである。 ・生涯学習関連施設の活用と適切な維持管理について詳しく掲載すべきである。(生涯学習の場の確保として非常に大切な事)</p> <p>■理由 羽島市第六次総合計画後期実施計画の生涯学習の項で「生涯学習施設等の整備」があるため。個別計画である同計画では意見の内容がどこに該当するか表現が抽象的すぎて全く分からない、個別計画においてこのような作成の仕方はふさわしくない。</p>	<p>ご主旨につきましては、第2章「主な分野別の目的・施策・事業」5「文化」の「施策の方向」の一つに「文化・芸術に親しむ環境整備」と表記しています。</p> <p>この「施策の方向」と「主な事業」のつながりを明確にするために、同事業No. 16について「市民の文化活動及び交流の促進と環境整備」と加筆します。</p> <p>また、同取組み概要について、「文化発信の拠点として市民が文化に親しむ機会を充実させるとともに、環境整備を行います。」と加筆します。</p> <p>さらに、同関係課について、「生涯学習課(文化センター)」と記載のところ「生涯学習課」とします。</p> <p>併せて、No. 17関係課について、「生涯学習課(歴史民俗資料館、竹鼻町屋ギャラリー)」と記載のところ「生涯学習課」とします。</p>

羽島市生涯学習都市づくり5カ年計画(案)に対する意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
15	<p>■項目及びページ 第2章 主な分野別の目的・施策・事業 1 家庭 10～11頁</p> <p>■意見 以下の事柄を「現状と課題（10頁）」と「主な事業（11頁）」に対して計画書に追加記載すること。 「現状と課題（10頁）」 ・生活保護世帯に属する子ども、ひとり親家庭の子供等、家庭の経済状況等で学ぶ機会を失わないように支援していく。 「主な事業（11頁）」 ・学習支援事業か子どもの貧困対策</p> <p>■理由 ①～③に意見書の内容が記載されています。 ①人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について ②第3次教育振興基本計画③羽島市第六次総合計画後期実施計画 申し訳ないですが国や総合計画を示している内容をしっかり反映させてください。学びたくても学べない家庭や子ども達もいます。また主な事業ですが、家庭の項での主な事業が2つしかなく少ない、抽象的な表現すぎて何をやりたいのか全く読み取れません。個別計画ですから詳細に取組内容を改定ください。羽島市男女共同参画プランを見習った方がいい。</p>	<p>第2章「主な分野別の目的・施策・事業」1「家庭」は、「家庭における教育力の向上」を目的とした分野です。子どもの健全な成長に大きな役割を果たす保護者に、家庭教育に関する学習機会や仲間づくりの場を提供し、保護者としての資質向上を図ろうとするものですので、原案のとおりとします。</p>

羽島市生涯学習都市づくり5カ年計画(案)に対する意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
16	<p>■項目及びページ 第2章 主な分野別の目的・施策・事業 2 青少年 主な事業 13頁</p> <p>■意見 以下の事柄を「主な事業」に新規追加して計画書に反映すべきである。 ・福祉教育の推進について</p> <p>■理由 羽島市障害者計画と羽島市高齢者計画という生涯学習と関連した計画書に記載されています。 子供から高齢者までが福祉の知識、技術や助け合いの必要性などを学ぶ機会は大変な事であって、国が推進している「心のバリアフリー」の一環だと強く思います。</p>	<p>ご主旨のとおり、子どもから高齢者にいたるまで福祉の知識、技術や助け合いの必要性などを学ぶ機会は大変であることから、第2章「主な分野別の目的・施策・事業」3「地域における学び」の主な事業No. 8の取組み概要について、「健康や防災・環境・福祉など（以下、原案のとおり）」と加筆します。 また、同関係課について、「福祉課」を追記します。</p>

羽島市生涯学習都市づくり5カ年計画(案)に対する意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
17	<p>■項目及びページ 第2章 主な分野別の目的・施策・事業 3 地域における学び 主な事業 No. 8 各種講座の開設・支援 15頁</p> <p>■意見 生涯学習の分野を取組み概要でまとめているが、分野別を個々に示していくべきである。よって以下の事柄を計画書に追加修正すべきである。 ・現代的・社会的課題に対応した学習の推進を分野別に示すべきである。 例題：男女共同参画、人権、環境保全、消費者問題、地域防災、安全、ESD等による学習の推進、公民館などの先進的な取組の支援</p> <p>■理由 ①文部科学省 第6期生涯学習分科会における議論の整理（中間とりまとめ）より 他の市町村同計画書を勘案していますが、施策構成としては意見の内容を取り入れて計画書を作成されています。 個別計画なので分野ごとにもう少し詳細に記載してください。簡素化しすぎて何をしたいのかよくわかりません。</p>	<p>第2章「主な分野別の目的・施策・事業」3「地域における学び」の主な事業No. 8取組み概要に、「健康や防災・環境・福祉など市民に身近な現代的課題（以下、原案のとおり）」と加筆します。 なお、ご主旨に示された例題ですが、市民ニーズにあわせて課題を見つけ支援するものであるため、個別分野における表記をせず原案のとおりとします。</p>

羽島市生涯学習都市づくり5カ年計画(案)に対する意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
18	<p>■項目及びページ 第2章 主な分野別の目的・施策・事業 3 地域における学び 主な事業 No. 9 地域人材を活用した学習機会の提供 15頁</p> <p>■意見 以下の下線部分を追加して計画書に反映させること (取組み概要) <u>学習機会の活性化を進め、学習成果を適切に評価すること</u>で、よりよい地域社会を形成します。</p> <p>■理由 ①第6期生涯学習分科会における議論の整理概要にて「学習活動の成果の評価・活用の推進」より ②市民が継続した生涯学習を支援するためには、学習成果を適切に評価する仕組みが必要と考えます。例題をもうしあげれば春日部市では生涯学習パスポート「はるがく帳」を配布して、学んだ成果を活かしたボランティア活動や地域活動などを、ひとつの学びの行動として消え臆する学習記録ノートを採用しています。このように学習機会を提供する側にも長く継続してもらおうための施策（評価システム）が必要と感じます。</p>	<p>ご指摘項目について、現状として具体的な目標指標を設けることまでしていませんが、地域の動向を見ながら今後検討させていただきます。</p>

羽島市生涯学習都市づくり5カ年計画(案)に対する意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
19	<p>■項目及びページ 第2章 主な分野別の目的・施策・事業 3 地域における学び 14～15頁</p> <p>■意見 (提案) 以下の単語を計画書に追加記載すること ・「はしま市民教授」 (意見) 人材バンクである「はしま市民教授」は令和元年7月現在で67名登録とのことですが、活用状況の状況についてご説明をしてください。</p> <p>■理由 担当課HPに情報が掲載してある、また令和元年度第1回羽島市生涯学習都市推進会議資料にて「はしま市民教授」が記載されているため生涯学習と深いつながりがあるため掲載すべきと判断しました。</p>	<p>「はしま市民教授」は人材バンクですので、活用状況の全把握まで行っていません。 なお、「はしま市民教授」のあり方について今後検討に入る段階のため、今回の計画案で具体的表記をしていません。</p>

羽島市生涯学習都市づくり5カ年計画(案)に対する意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
20	<p>■項目及びページ 第2章 主な分野別の目的・施策・事業 4 生涯スポーツ 主な事業 1 7頁</p> <p>■意見 (提案) ①以下の事柄を「主な事業」に新規追加して計画書に反映すべきである。 ・障がい児者スポーツの取組 ②来年度は羽島市スポーツ推進計画の改定年になります。計画策定事前アンケートで「障がい者スポーツ」に関する内容を内容として加えては可能ですか？(障がい児者がスポーツをしているか、という項も含めて)。</p> <p>■理由 羽島市スポーツ推進計画、羽島市教育大綱、第3次岐阜県教育ビジョンに記載されているため、関連性の観点から個別計画として記載すべき事柄と考えた。</p>	<p>スポーツ推進計画には、市は障がい者スポーツの推進に努めるため、障がいの有無にかかわらず、誰もが参加できるスポーツイベントを実施し障がい者の社会参加を進めていくこととしております。</p> <p>この視点に立って、事業「障がい者スポーツ推進」を追記します。</p>

羽島市生涯学習都市づくり5カ年計画(案)に対する意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
21	<p>■項目及びページ 第2章 主な分野別の目的・施策・事業 4 生涯スポーツ 施策の方向と主な事業 17頁</p> <p>■意見 以下の事柄を「主な事業」に新規に追加して計画書に反映させること ・指導者の養成・活用 指導者講習会への参加を各種団体に要請し、指導者の資質向上を図ります。</p> <p>■理由 ①施策の方向に「指導者の養成・活用」とあるが、主な事業にそれらしき事業名がないため。 ②羽島市教育振興基本計画（後期）35頁に同様の記載があり、関連計画により ③羽島市スポーツ推進計画にも同様の事柄があります。</p>	<p>時代の移り変わりとともにスポーツに対する考え方や日常生活で実践の在り方も変化して、これに伴って求められるスポーツ指導者像も変わってきており、スポーツ指導者の養成とその活用については、その時代が要請するスポーツ指導者のあり方を正確かつ迅速に把握し、これを速やかに指導の現場に活かすことが求められています。 これを踏まえ、主な事業No.11の取組み概要へ追記します。</p>

羽島市生涯学習都市づくり5カ年計画(案)に対する意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
22	<p>■項目及びページ 第2章 主な分野別の目的・施策・事業 5 文化 主な事業 No. 18 地域の文化財の保護・継承 19頁</p> <p>■意見 以下の下線部分を追加して計画書に追加記載すること No. 18 事業名「地域の文化財の保護・<u>活用</u>・継承」 取組み概要 <u>各種文化財等の保護・活用及び継承を～</u></p> <p>■理由 平成30年の文化財保護法の改正により市町村による文化財保存活用地域計画の基本的なアクションプランが定められました。 文化財活用することは観光施策につながると考えますし、市町村によっては「文化財の保存及び活用に関する方針」を作成しております。羽島市では上記の方針を作成しておりますか？しているのであれば羽島市HPに掲載してください。</p>	<p>第2章「主な分野別の目的・施策・事業」5「文化」の「主な事業」No. 19について、「地域の文化財等の保護・継承及び活用」と加筆します。 また、同取組み概要について、「市内にある各種文化財等の保護・継承及び活用（以下、原案のとおり）」と加筆します。 なお、現時点で「文化財の保存及び活用に関する方針」は策定していません。岐阜県において策定された後に、羽島市としての方向性を決定する予定です。</p>

羽島市生涯学習都市づくり5カ年計画(案)に対する意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
23	<p>■項目及びページ 第2章 主な分野別の目的・施策・事業 5 文化 主な事業 19頁</p> <p>■意見 以下の事柄を「主な事業」に追加記載すること ・文化財の調査を行い、必要に応じて保存・修繕に努めます。</p> <p>■理由 羽島市教育振興基本計画（後期）に掲載されていますので、関連計画として必要である。基本は所有者等が迅速な対応ですが、財政的な負担軽減を考慮することも必要なのではないか。 もっと踏み込むと首里城という世界遺産の焼失があったが、文化財に対する防火への方針も考えていかねばいけないと思う。</p>	<p>現状において、文化財を適宜調査しています。ご主旨につきましては、第2章「主な分野別の目的・施策・事業」5「文化」の「主な事業」No.19に包括しているため、原案のとおりとします。</p>

羽島市生涯学習都市づくり5カ年計画(案)に対する意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
24	<p>■項目及びページ 第2章 主な分野別の目的・施策・事業 6 その他支援 主な事業 No. 19 情報提供の充実と整備 21頁 事業の進め方の検証 24頁</p> <p>■意見 (図書館に関する事柄について) ・以下の下線部分を追加して計画書に反映させる。 (取組み概要) ホームページやレファレンスサービス等 ・24頁「目標指標名」に「市民一人当たりの図書館資料貸出数」(総合計画後期より)を追加すべきである。」</p> <p>■理由 社会教育施設のひとつに図書館があるが、同計画書では個別計画でありながら、図書館に関することが省略化しすぎて読んでいて非常に分かりづらい。また図書館に関する重要な語単語を省略している。総合計画後期では図書館について非常に分かりやすい表現方法で記載されている。 ②人口減少の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申)で社会教育施設には、地域の学習拠点としての役割に図書館があるため。</p>	<p>情報提供とともに、生涯学習に関わる相談についてその充実を図りたいと考えます。そのため、第2章「主な分野別の目的・施策・事業」6「その他支援」の主な事業No. 20の取組み概要について、「情報誌やホームページ等を活用し、生涯学習に関わる相談を含め情報提供の充実に努めます。」と加筆します。 また、第3章「計画の推進にあたって」3「事業の進め方の検証」について、「市民一人当たりの図書館資料貸出数」を目標指標として追記します。</p>

羽島市生涯学習都市づくり5カ年計画(案)に対する意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
25	<p>■項目及びページ 第2章 主な分野別の目的・施策・事業 6 その他支援 主な事業 No. 20 専門機関等との連携 21頁</p> <p>■意見 以下の下線部分を追加して計画書に反映すべきである。 <u>大学や企業等との知識やノウハウ等の物的・講師派遣等の人的両面での協力や～</u></p> <p>■理由 まず取組み概要が抽象的すぎて何をしたいのかよくわからないし、個別計画において相応しくない。まず大学だけでなく企業も含めた専門機関との連携は必要である。 また大学や企業などにおける専門的な知識を有する人材を始めとする豊富な学習資源を活用し、市民ニーズや課題に対応した講座を開催することは、地域が連携した生涯学習の場づくりと考える。しかし残念ながらこの点については現状羽島市ではあまり進んでいないように思われるので課題だろう。</p>	<p>地域づくり型生涯学習を推進するにあたって、市民団体をはじめ学校、企業等との連携は必要であると考えます。これらを大学等としてまとめていきます。そのため原案のとおりとします。</p>

羽島市生涯学習都市づくり5カ年計画(案)に対する意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
26	<p>■項目及びページ 第2章 主な分野別の目的・施策・事業 6 その他支援 20頁</p> <p>■意見 以下の事柄を「主な事業」に新規追加して計画書に反映すべきである。 ・障害のある人への学習活動支援 (学校卒業後における障害者の学びの推進) (質問) 令和2年度以降での生涯学習課として関連課・団体と協力して障がいのある人への学習支援事業に関する主な事業内容はどのような予定をしているか説明してください。</p> <p>■理由 ①第3次教育振興基本計画 目標(13) 障害者の生涯学習の推進 ②障害者の生涯を通じた多様な学習機会の充実について(依頼)平成29年4月7日29文科生第13号より ③特別支援教育の生涯学習化に向けての松野文部科学大臣メッセージ(平成29年4月7日) ④障害者の生涯学習の推進方策について(平成31年3月) ⑤文部科学省の基本方針であり関連した法律も成立している状態で同計画書に主な事業として学校卒業後における障害者の学びの推進に関して触れないということは羽島市のやる気のなさが浮き彫りになっていると思います。ちゃんと国策と5年後のあるべき姿を勘案して計画書を作るべきである。</p>	<p>平成31年3月に学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議が報告としてまとめた「障害者の生涯学習の推進方策について」にあるように、障がいの有無にかかわらず共に学び生きる社会を形成していくことは大切であると考えます。</p> <p>市内障がい関連施設や事業所等における行事・講座情報について、今後も引き続き情報誌で発信するとともに、共生社会の実現に向け、庁内関係課や各種関係団体と連携していきます。また、羽島市生涯学習都市推進会議においてご意見を伺いながら事業推進に努めていきます。</p> <p>ご主旨について、第2章「主な分野別の目的・施策・事業」6「その他支援」の主な事業No.22「各種関係団体との連携」のなかで連携しながら取り組んでいきたいと考えており原案のとおりとします。</p>

羽島市生涯学習都市づくり5カ年計画(案)に対する意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
27	<p>■項目及びページ 第2章 主な分野別の目的・施策・事業 6 その他支援 主な事業 No. 23 等しく安心して学ぶことができるための支援・配慮 21頁</p> <hr/> <p>■意見 以下の下線部分を修正して計画書に反映させること。 障がい者をはじめ、様々な方の<u>生涯学習の推進</u>に努めます ↓ 障がい者をはじめ、様々な方の<u>合理的配慮の推進</u>に努めます</p> <p>■理由 障害者の生涯学習の推進方策についての26頁に「生涯学習分野における合理的配慮の推進」に該当する内容で「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」に含まれていると思います。よって単語的には「合理的配慮」が適切と考えます。つまり“学びのユニバーサルデザイン”を目指した内容の取組内容だと思います。</p>	<p>この事業及び取組み概要は、障がい者をはじめ、子ども・高齢者など様々な立場の方が対象となります。そのため、原案のとおりとします。</p>

羽島市生涯学習都市づくり5カ年計画(案)に対する意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
28	<p>■項目及びページ 第2章 主な分野別の目的・施策・事業 6 その他支援 20頁</p> <p>■意見 以下の事柄を「主な事業」に新規追加して計画書に反映すべきである。 ・生涯学習における相談窓口機能の充実 (内容) 講座やイベントなどの学習機会、生涯学習活動を行うグループやサークルに関すること、学習成果の生かし方など、さまざまな相談を行うことができる相談窓口のこと。</p> <p>■理由 ①第6期生涯学習分科会における議論の整理(中間とりまとめ)の中で「生涯学習振興行政の調和・統合機能の強化で“学習情報提供・相談体制整備”があった。 ②市民からの生涯学習に関する相談への対応は必要であると考えるのが妥当ではないか。 ③羽島市教育振興基本計画(後期)30頁「市民のニーズに多様化した～学習に関する相談体制等～」関連計画との関連性により。</p>	<p>情報提供とともに、生涯学習に関わる相談についてもその充実を図りたいと考えます。そのため、第2章「主な分野別の目的・施策・事業」6「その他支援」の主な事業No. 20の取組み概要について、「情報誌やホームページ等を活用し、生涯学習に関わる相談を含め情報提供の充実に努めます。」と加筆します。</p>

羽島市生涯学習都市づくり5カ年計画(案)に対する意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
29	<p>■項目及びページ 第2章 主な分野別の目的・施策・事業 6 その他支援 主な事業 No. 21 各種関係団体との連携 21頁</p> <p>■意見 以下の下線部分を追加して計画書に反映させること。 各種関係団体との情報共有や情報発信を密に連携し、～ (質問) 新庁舎にて情報コーナーの設置で各団体の活動情報などを発信する情報コーナーとあるが、これは市民活動交流センターのような中間支援組織のような役割なのか？現段階で想定している機能についてご説明を願いたい。</p> <p>■理由 各課の各種関係団体という単語で省略されているために、どのような各種関係団体か存じませんが、団体活動に対して情報発信をすることは当たり前の話です。</p>	<p>新庁舎における情報コーナーとは、市政や市内の施設・文化などの情報を発信するスペースのことです。こうしたスペースの利用を含め、関係団体との情報共有に努めていきます。ご主旨については、原案のとおりとします。</p>

羽島市生涯学習都市づくり5カ年計画(案)に対する意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
30	<p>■項目及びページ 第3章 計画の推進にあたって 2 2頁～</p> <p>■意見 以下の事柄を計画書に追加記載すること。 ・計画の進行管理であるP D C Aサイクルを図に示すこと。また計画の進行管理をおこなう審議会名を表記すること。</p> <p>■理由 計画書であれば何でもP D C Aによる計画の進行管理が必要であり、同計画書(案)では完全に抜け落ちていたため指摘した。</p>	<p>計画の進行管理を行う会議名について、第3章「計画の推進にあたって」3「事業の進め方の検証」に記載しています。なお、検証にあたって、分野ごとに数値による評価が可能な目標指標を設定しています。これらの指標を活用し、進捗状況について定期的に検証し、次年度以降の施策の推進に反映していきます。以上のことから、ご主旨については、原案のとおりします。</p>
31	<p>■項目及びページ 第3章 計画の推進にあたって 2 関係機関・施設等との連携 2 3頁</p> <p>■意見 以下の下線部分を追加して計画書に反映させること ・生涯学習に関する情報について<u>フェイスブック等のSNS</u>や多様な情報提供の在り方～</p> <p>■理由 羽島市男女共同参画プラン(仮)では男女共同参画に関する行政情報について上記のように掲載されている。SNS等の活用は分野を問わずできますし、分野を限定しての活用する姿勢はおかしいので、生涯学習についてもSNS等を活用すべきである。 ちなみに岐阜県生涯学習振興指針では県がおこなう情報はG I F U生涯学習メールマガジンを配信しています。</p>	<p>第2章「主な分野別の目的・施策・事業」6「その他支援」の現状と課題のなかで、SNSなどインターネットを活用した情報提供を進めていること、第3章「計画の推進にあたって」2「関係機関・施設等との連携」のなかで、生涯学習に関する情報について多様な情報提供のあり方を検討し、効果的な情報伝達の仕組みを整えると記載しております。そのため、原案のとおりとします。</p>

羽島市生涯学習都市づくり5カ年計画(案)に対する意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
32	<p>■項目及びページ 第3章 計画の推進にあたって 3 事業の進め方の検証 24頁</p> <p>■意見 以下の一文を詳細に説明して計画書に反映させること 各施策の事業について参加者からアンケートを取り・・・</p> <p>■理由 この一文だけで各施策はそれぞれ分野がバラバラです。いつの機会で？年度でいえば何回？設問はどのような構成にするのか？参加者からアンケートをとる人数枠は？など疑問点がでてきます。計画書のアンケート募集でもどのような構成（設問）にするか委員と協議します。 よってもう少し詳しく表記してください。</p>	<p>同じ条件でアンケートを取ることは難しいと考えます。それぞれの事業や取組みにあった方法で検証していきます。</p>
33	<p>■項目及びページ</p> <p>■意見 生涯学習の場ですが、市民プール・勤労青少年ホーム閉館、受益者負担の適正化に公共施設等の老築化と生涯学習を学ぶ場所確保が難しくなる状況と見受けられます。新たな生涯学習の場として学校の余裕教室の見通しを今後調査して対応できるようにしていくべきと考えます。</p>	<p>学校の施設及び設備については、社会教育法による社会教育に利用する場合、学校教育に支障のない範囲で、学校教育の目的外に利用することが可能であることを「羽島市立学校の施設及び設備の利用に関する規則」に規定しています。</p> <p>しかしながら、大半の学校の児童生徒数が減少しているものの、少人数教室、特別支援学級、通級教室などに教室を利用しているため、余裕教室は少ない現状です。</p>

羽島市生涯学習都市づくり5カ年計画(案)に対する意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
34	<p>■項目及びページ</p> <p>■意見 令和元年度第1回羽島市生涯学習都市推進会議の資料ですが、各担当課の年度の主な事業内容についてですが、市職員は他自治体に比べて少ないと言っておりますが、それに見合った業務量をすべきなのであれば、事業内容が多すぎるような気がします。特に生涯学習課は主催団体の件数が多いですね。来年度以降財政健全化のためにイベントの見直しをするのであれば、各担当課の事業内容の在り方についても見直して市職員の負担を軽減していくべきではないかと考えます。</p>	<p>業務のあり方については、その都度見直しを図っております。</p>
35	<p>■項目及びページ</p> <p>■意見 以下の事柄を目標指標に追加すること ・障害者の生涯学習に関する目標や事業の位置づけを示すこと。</p> <p>■理由 令和元年7月8日文部科学省からの通知「障害者の生涯学習の推進方策について」の中で「障害者の学びに関する当面の強化策2019～2022（概要）」の中で意見の内容が示されています。詳しくは国からの通知文を担当課はよく熟読してください。何度も言いますが国からの通知なのでちゃんと計画書に反映させてください。 (生涯学習・社会教育の推進に関する計画等への、障害者の生涯学習に関する目標や事業の位置づけ)とあります。</p>	<p>国の推進方策にあわせ、福祉部局と連携をとりながら今後のあり方を検討していきます。</p>